西海道の軍事環境からみた鞠智城の機能

五十嵐　基善

はじめに

天智二年（六六三）、倭国は白村江の戦いに敗れたことにより、戦勝国である唐・新羅の侵攻に備えることが緊急の課題となった。そこで、百済の知識・技術による古代山城を造営し、国家規模での防衛体制の構築を進める方策を採用した。古代山城の分布をみると、朝鮮半島に近い九州北部を中心とする地域を起点とし、瀬戸内海沿岸から近畿地方にかけて確認できる。この古代山城の機能として、緊急時の逃げ込み用の城（李一九七七）であるとする見解が有力である。

しかし、八世紀前期までにほとんどの山城が廃止され、古代山城による国家規模での防衛体制は縮小・解体されたことが知られている。長期間にわたり維持された古代山城として、大野城・基肄城・鞠智城が確認されている。大野城・基肄城については、水城とともに大宰府の防衛が役割であったと考えられる。一方、鞠智城をめぐっては、目的・機能が大野城・基肄城のように明確ではなく、文献史料の記載が極めて少ないこともあり、不明な点が多いことが問題とされてきている。

鞠智城の軍事的機能については、坂本経堯氏が提示した見解が重要となってくる（坂本一九三七）。すなわち、【見解1】有明海の防衛（有明海方面より侵入した外敵に備え、同方面の異変を防烽の制によって大宰府に中継する）、【見解2】大宰府の支援（豊穣なる肥後の物資・兵器を蓄へ大宰府の非常に備へる）、【見解3】隼人支配の拠点（九州南部に幡居して叛服常なき熊襲族に対して重鎮とした）、の三点が提示されている。鞠智城の置かれた環境を考えると、注目するべき見解であるものの、文献史料から明確に導き出すことができないなど、明確に論証できないことが問題となる。

鞠智城の性格については、発掘成果の進展をはじめ、多角的な分析により明らかにされた点は多い。笹山晴生氏は、鞠智城の機能を西海道全体の環境をふまえ、長期的に多様な問題に対応していたことを指摘する（笹山二〇一〇）。佐藤信氏が指摘するように、時代によって機能の重点を移しながら、軍事的・財政的・行政的にわたる多様な機能を果たした（佐藤二〇一四）とする視点は重視されるべきである。しかし、軍事的機能については、能登原孝道氏が指摘するように、八世紀後期以降の鞠智城は、稲穀などの貯蔵・保管が主な機能（能登原二〇一四）と考えられるため、次第に脱落していったことが想定される。

そこで、本稿では、鞠智城は本質的には軍事施設であることに着目し、その性格がどのように変化していったのかを考えていく。西海道の軍事環境を分析することにより、鞠智城が置かれていた環境を整理し、八・九世紀の運用方法を明らかにすることを試みる。

一．西海道の軍事環境について

鞠智城の性格を考える際に、長期間にわたり維持されたことをふまえると、西海道の軍事環境を整理することは必要である。すなわち、西海道が直面したのは対外防衛問題と対隼人問題である。本章では、両者の軍事環境を整理することにより、鞠智城が置かれていた環境の前提作業を行なった上で、本稿での分析視角を提示する。

（一）西海道の軍事環境―対外防衛問題―

西海道の軍事問題として、天智二年（六六三）の白村江敗戦により現出した対外防衛問題が重要である。戦勝国の唐・新羅の侵攻が危惧されたが、唐と新羅が対立したことなどから発生することはなかった。しかし、対外防衛の体制は解体されず、八世紀以降も性格を変えながらも維持されたことが特徴である。対外防衛問題の性格は、形式化しつつも長期化した点に求められる。

白村江敗戦後において、現在の九州地方が対外防衛の前線であったことは、壬申の乱に関係する記事からも確認できる。『日本書紀』天武元年（六七二）六月丙戌条に「筑紫国者元戍二辺賊之難一也。其峻レ城、深レ隍臨レ海守者、豈為二内賊一耶。」とあり、栗隈王（筑紫大宰）は筑紫国の任務は対外防衛であることを理由とし、近江朝廷による援軍派遣の要請を拒否している。

当初は唐・新羅の侵攻を想定し、九州地方では大宰府を中心とする防衛体制が構築される。軍事的措置をみると、軍事施設（古代山城・水城）の造営、防人（防衛兵力）の配備、烽（通信システム）の設置が確認できる。防人などが日常的に海上監視を行ない、航行する船に不審がないかを判断していたと考えられる。緊急時には外敵の上陸を阻止し、劣勢になった場合は古代山城に立て籠もる体制であったことが想定される。

対外防衛問題は八世紀にも継承され、白村江敗戦の意識は潜在化しつつも、慣習的に海上監視は行なわれていたと考えられる。白村江敗戦の直後から、新羅は朝鮮半島を統一するため、日本に朝貢を行なうようになってくる(一)。この状況に対して、日本は新羅を蕃国として設定し、国家秩序を維持する要素として利用した。しかし、新羅は六七六年に唐の駐留軍を撤退させ、七三五年に朝鮮半島の領有を認められると、日本に対して強硬的な姿勢(二)に転じていくようになるが、宝亀一〇年（七七九）に日羅外交は不安定な状況のまま終焉を迎える。

この新羅との外交の不安定化は、対外防衛を長期間にわたり維持させる要因となった。『続日本紀』宝亀一一年（七八〇）七月戊子条には、「筑紫大宰、僻二居西海一、諸蕃朝貢、舟楫相望。由レ是、簡二練士馬一、精二鋭甲兵一、以示二威武一。」とあり、新羅に対しては軍事力が重要であるとの認識が示されている。西海道に来航するのは新羅使だけではなく、日本に漂流・帰化(三)する人々もおり、多様な存在に備えることが求められていた。

九世紀に入ると、新羅人・新羅商人が広範囲で活動していることが確認でき、対外防衛問題は山陰道方面にも拡大していく。すなわち、新羅人・新羅商人が襲撃を行なうようになり、新羅海賊として認識される事例が増加していくのである。人的・物的な被害を伴ったことから、八世紀とは異なる現実的な軍事問題としての性格を持つ。『続日本後紀』承和九年（八四二）八月丙子条には、藤原衛（大宰大弐）の起請が記されているが、「新羅国人、一切禁断、不レ入二

境内」。」という強硬意見が出されるまでの状況になった。このように、対外防衛問題の特徴として、警戒する対象を変えながら長期間にわたり存在していた点が挙げられる。

（二）西海道の軍事環境―対隼人問題―

西海道の北部では対外防衛が展開していたが、南部では対隼人問題を抱えていた(四)。南九州に居住していた隼人は、『日本書紀』天武一一年（六八二）七月甲午条に「隼人多来、貢二方物一。」と記されているように、中央の王権に朝貢を行なう友好的な存在として確認できる。その一方で、現在の宮崎県・熊本県の両方面より進出が行なわれ、支配領域の拡大が進められていたと考えられている。

しかし、『続日本紀』大宝二年（七〇二）八月丙申条に「薩摩・多禰、隔レ化逆レ命。於レ是、発レ兵征討。遂校レ戸置レ吏焉。」とあり、薩摩・多禰地域の隼人との間で軍事行動が発生するが、薩摩国（当初は唱更国）・多禰嶋が成立する。ただし、『続日本紀』大宝二年（七〇二）十月丁酉条に「唱更国司等〈今薩摩国也〉言、於二国内要害之地一、建レ柵置レ戍守之。」と記されているように、柵を置いて警戒する必要があったことから、その支配は不安定なものであったことがうかがえる。

この後、『続日本紀』和銅六年（七一三）四月乙未条に「割二日向国肝坏・贈於・大隅・姶羅四郡一、始置二大隅国一。」とみえ、日向国の四郡を割いて大隅国が成立する。なお、『続日本紀』和銅六年（七一三）七月丙寅条に「討隼賊将軍并士卒等戦陣有功者一千二百八十余人」に対する叙勲がみえるため、日向国の建国には軍事行動が伴っていたことが想定される。さらに、『続日本紀』養老四年（七二〇）二月壬子条に「隼人反、殺二大隅国守陽侯史麻呂一。」と記され、一年数ヶ月にもおよぶ軍事行動に発展する。

このように、南九州に支配領域を拡大していく中で、八世紀に入ると軍事行動を伴う不安定な状況になっていった。養老四年（七二〇）以降、隼人との間で軍事行動が行なわれたことは確認できなくなる。しかし、天平八年（七三六）の「薩麻国正税帳」に「隼人一十一郡」とみえ、薩摩国の一三郡のうち隼人郡が一一郡を占めていたことが分かる(五)。これは律令制支配が浸透できていなかったことを意味(六)し、大隅国でも同様の状況であったと考えられている。隼人は軍事行動を起こしたように、警戒するべき存在として認識されていたであろう。

隼人に対する警戒は次第に薄れていったと考えられ、『類聚国史』延暦一九年（八〇〇）一二月辛未条に「収二大隅・薩摩両国百姓墾田一、便授二口分一。」とあることから、この時に隼人は班田制のもとにある公民として一応の公認を受けたと理解されている（中村二〇〇一など）。ただし、天平宝字期の新羅征討計画では、大隅国・薩摩国は西海道節度使の所管国となっており、両国の兵力を渡海させても大きな問題はないとの認識があったことが想定される（五十嵐二〇一四）。よって、隼人が実質的に警戒されていたのは、八世紀中期頃までであったと考えられる。

（三）設置期における鞠智城の機能

鞠智城の造営時期は文献史料にみえないが、発掘成果により【第Ⅰ期】は七世紀の第三四半期～第四四半期に比定され、外郭線（土塁）が急速に整備される一方で、城内建物の整備は十分ではないと

される（熊本県教育委員会二〇一二）。この設置期の目的は、対隼人問題は不安定化しておらず、何よりも唐・新羅の侵攻に緊急的に備える必要があったため、白村江敗戦後の対外防衛との関係が極めて強いと考えるべきであろう。すなわち、坂本経堯氏が提示した【見解1】有明海の防衛、【見解2】大宰府の支援、との関係を考える必要がある。

鞠智城の立地について、南に広がる菊鹿盆地の高い生産力との関係を指摘する見解がある（佐藤二〇一〇、木村二〇一一）。軍事行動を行なうためには軍粮は不可欠であり、効率的に軍粮を確保・蓄積できる環境は重要である。鞠智城が長期間にわたり維持された理由として、生産力との関係を重視することは有効である。鞠智城には他の古代山城と異なり、広い平坦地を持つことが特徴（熊本県教育委員会二〇一二）であるため、物資を効率的に集積することが可能である。

次に、軍事的にみた場合、【見解1】有明海の防衛、【見解2】大宰府の支援は想定できる機能である。この見解を言い換えると、有明海の防衛は熊本県が前線地域となり、大宰府の支援は熊本県が支援地域になる。小田富士雄氏は、鞠智城は攻守両面の機能を持った「押し出しの城」と想定（小田一九九三）しているように、軍事力を展開・移動する上で機能的である。ただし、両事象は結果として発生しなかったため、文献史料から明確に導き出すことは困難である。

有明海の防衛について、鞠智城から有明海は望めないため、外敵を視覚的に把握できない点は短所となる。しかし、緊急時には烽の情報により警戒態勢に移行したことは想定できる。熊本県は有明海に面している以上、有明海防衛は長期的に分析する必要がある。この視角は対外防衛問題に内包されるものであり、【見解1】は八・九世紀に区分して三・四で考えていく。

また、大宰府の支援については、緊急時には各地の国造が担った機能であり、鞠智城に限定されない問題である。対外防衛の意識をみると、全体的には対馬嶋―壱岐嶋―大宰府のラインが重視されている。しかし、緊急事態はどこで発生するかは分からず、軍事支援は潜在化したとしても普遍的な機能である。軍事支援を行なう際には、鞠智城に集積されていた軍粮・武具が出給され、軍事施設として機能したと考えられる。なお、【見解2】は論証が困難であるため、本稿の考察対象とはしないことを断っておく。

この軍事支援について、大宰府に対しては行なわれなかったが、八世紀に隼人との関係が不安定化し、軍事行動が発生する中で機能した可能性がある。鞠智城の機能として、当初より対隼人問題が意識されていたとは考えにくいが、現実に対応しなければならない状況において、鞠智城がどのような機能を果たしたのかは明確にしなければならない。この【見解3】については、古代東北における城柵の様相をふまえて二で扱う。

鞠智城の特徴として、『続日本紀』文武二年（六九八）五月甲申条に「令三大宰府繕二治大野・基肄・鞠智三城一。」とみえるように、長期間の維持が意識されており、九世紀代まで維持されるのはこの三城のみである。鞠智城は基本的には米穀の集積機能に起因すると考えられるが、西海道の軍事環境の中に位置付けて考えることも必要であろう。本稿では、鞠智城が軍事的要素を脱落させていく過程を明確にすることを目的とする。

二．対隼人問題と鞠智城の関係

鞠智城の機能として、坂本経堯氏が【見解3】として提示して以来、対隼人問題との関係を指摘する見解は多い(七)。その理由として、隼人との関係が八世紀に入ると不安定化し、軍事行動を伴う現実的な問題とする認識に起因していると考えられる。この点について、木村龍生氏は、鞠智城の立地環境などから、隼人との関係を否定する見解を提示している（木村二〇一四）。本章では、古代東北の城柵の配置から軍事的空間を分析し、鞠智城と対隼人問題の関係を考える。

（一）古代東北の軍事的空間

古代の列島北辺では、陸奥国・出羽国を前線とする対蝦夷政策が展開していた(八)。その目的は、異民族として設定した蝦夷の服属にあり、政治的な支配領域を北方に拡大していった。この北方進出は七世紀代より進められており、八世紀には現在の東北地方への進出が本格化していった。蝦夷を服属させる過程では、軍事行動が発生することもあったが、律令制支配を行なう郡を設置することにより、支配領域を段階的に北方に拡大させていった。

この北方進出は段階的に行なわれたため、時期によって蝦夷との境界は異なることが特徴である。陸奥国の場合、仙台平野に国府の多賀城（当初は郡山遺跡）が置かれ、八世紀前期には大崎平野・石巻平野が前線であった。比較的に距離が近いため、多賀城が直接的に管理することが可能であった。しかし、前線がより北方に移動すると、多賀城との距離は長くなり、その中間に支援機能を整備する必要が生じた。この様相が明確になるのは、いわゆる「三十八年戦争」期であり、九世紀における奥郡（北上盆地）の支配にも関係していくことになる。

宝亀五年（七七四）、海道蝦夷が桃生城を攻撃したことにより、いわゆる「三十八年戦争」が始まる。特に、山道蝦夷の服属が目標に設定され、大規模な軍事力が北上盆地に投入された。しかし、奥羽両国と坂東に深刻な疲弊をもたらしたため、弘仁二年（八一一）に積極的な北方進出は放棄される。九世紀初期には、多賀城から胆沢城に鎮守府が移されたが、熊谷公男氏が指摘するように、奥郡は九世紀にも不安定な状況（熊谷一九九二）であったため、軍事的緊張が解消されたわけではなかった。

古代東北の軍事的空間を考える際に、蝦夷支配の拠点として設置された城柵の配置が注目される。七世紀中期から九世紀初期にかけて、城柵は各地に計画的に設置された（第1図）。城柵の構造は、発掘成果により明らかにされており、政庁と外郭施設から構成されることが知られている。政務・儀式を行なう政庁は、国府と同じく「コの字」型配置を持つ。一方、外郭施設は軍事的要素を持ち、築地・土塁・溝・櫓などから構成される。このように、城柵は行政施設と軍事施設としての機能を持っていた。

この城柵の配置をみると、陸奥国では計画的に配置されていることが注目される(九)。すなわち、国府の多賀城を拠点とすると、鎮守府の置かれた胆沢城は前線となるが、その距離は直線で約一〇〇㎞も離れている。両者の間には大崎平野・石巻平野・栗原平野が広がっており、この地域に支援機能が整備されていたことを想定する必要がある。文献史料には玉造塞と呼ばれる施設が確認でき、前線

を支援する機能を持っていたことが注目される。

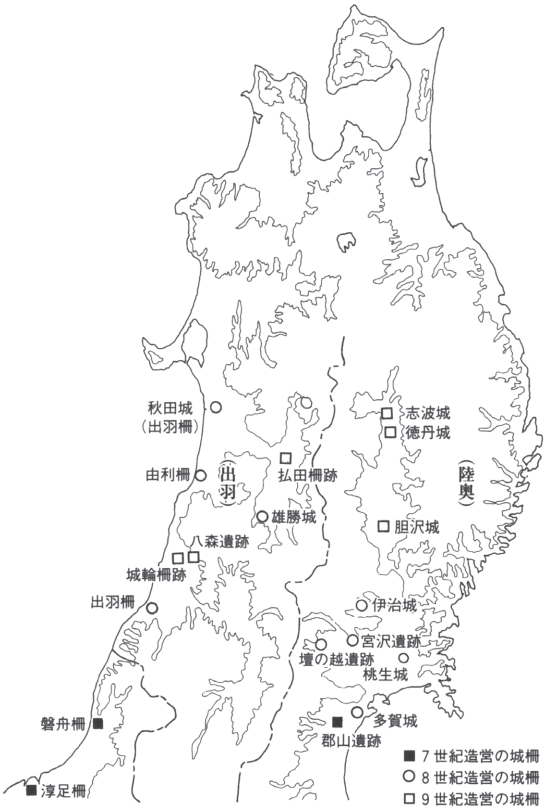

第１図　古代東北の城柵

（二）玉造塞の支援機能

いわゆる「三十八年戦争」期には、山道蝦夷の拠点である北上盆地に対する進出が行なわれた。延暦八年（七八九）には、いわゆる桓武朝の第一次征討が行なわれ、紀古佐美が率いる大規模な征討軍が派遣されるが、阿弓流為が率いる蝦夷勢力に大敗を喫する。関連史料をみると、軍粮の輸送が困難であったことが確認できる。

【史料１】『続日本紀』延暦八年六月庚辰条

征東将軍奏偁、胆沢之地、賊奴奥区。方今、大軍征討、剪二除村邑一。余党伏竄、殺二略人物一。又子波・和我、僻在二深奥一。臣等、遠欲二薄伐一、粮運有レ艱。**其従二玉造塞一、至二衣川営一四日、輜重受納二箇日**。然則、往還十日。従二衣川一至二子波地一、行程仮令六日、輜重往還十四日。惣従二玉造塞一至二子波地一、往還廿四日程也。途中逢レ賊相戦、及妨レ雨不レ進之日、不レ入二程内一。河陸両道輜重一万二千四百卌人、一度所レ運糒六千二百十五斛。征軍二万七千四百七十人、一日所レ食五百卌九斛。以レ此支度、一度所レ運、僅支二十一日一。（後略）

この【史料１】には、征討軍の拠点であった衣川営には、玉造塞から軍粮が輸送されていたことが確認できる。しかし、征討軍二七四七〇人の行動を支えることは困難であり、軍粮の輸送体制に問題があったことが記されている。ここで注目されるのは、軍粮が輸送されているのは、この時の前線であった伊治城からではなく、玉造塞からであったことである。すなわち、大規模な征討軍の軍事行動を支えるため、玉造塞には大量の軍粮が集積されていたことが想定されるのである。

この玉造塞の比定遺跡として、宮城県大崎市にある宮沢遺跡とする見解がある（柳澤二〇〇七）。宮沢遺跡の範囲は、東西約一四〇〇m・南北約八五〇mであり、国府の多賀城をも凌ぐ広さを持つ（第２図）。愛宕山地区（北西辺）・長者原地区（北辺）では、外郭施設として築地二条・土塁一条・溝が検出され、他の城柵よりも堅固な構造になっている。しかし、遺跡内部に土塁状の高まりを持つ区画

が確認されているものの、城柵の構成要素である政庁は検出されていない（古川市史編さん委員会二〇〇六）。宮沢遺跡には不明な点は多いが、その規模をみると重要な拠点であったことは明らかであろう（一〇）。

宮沢遺跡の立地環境をみると、駅路の結節点にあることが注目される（第３図）。まず、多賀城方面から北上盆地方面に向かう駅路があり、陸奥国の南北を結ぶルート上に位置する。また、大崎平野には出羽国に向かう駅路もあり、大崎平野との連絡を行なうことも可能な位置にある。また、宮沢遺跡の南には江合川が流れており、大崎平野の西部との連絡だけではなく、その下流は石巻平野の旧北上川に結節している（一一）。この旧北上川を北上すると、前線となった北上盆地に移動することができる。このように、宮沢遺跡は北上盆地を支援する上で重要な位置にあり、玉造塞であった可能性は十分に考えられるのである。

前線の支援機能を有した玉造塞は、弘仁六年（八一五）における軍制再編の対象となっており、いわゆる「三十八年戦争」後の九世紀にも機能していたことが確認できる。この時の措置は、軍団兵士を名取団・玉造団の二〇〇〇人から、白河団・安積団・行方団・小田団の四〇〇〇人を加え、六番交替で勤務する形態とされた。さらに、前線の胆沢城・徳丹城に配備されていた鎮兵一〇〇〇人を廃止し、有勲者から健士二〇〇〇人を差発し、四番交替で勤務する形態とした。一番あたりの軍団兵士一〇〇〇人・健士五〇〇人となり、次のように配置されたことが確認できる。

第２図　宮沢遺跡

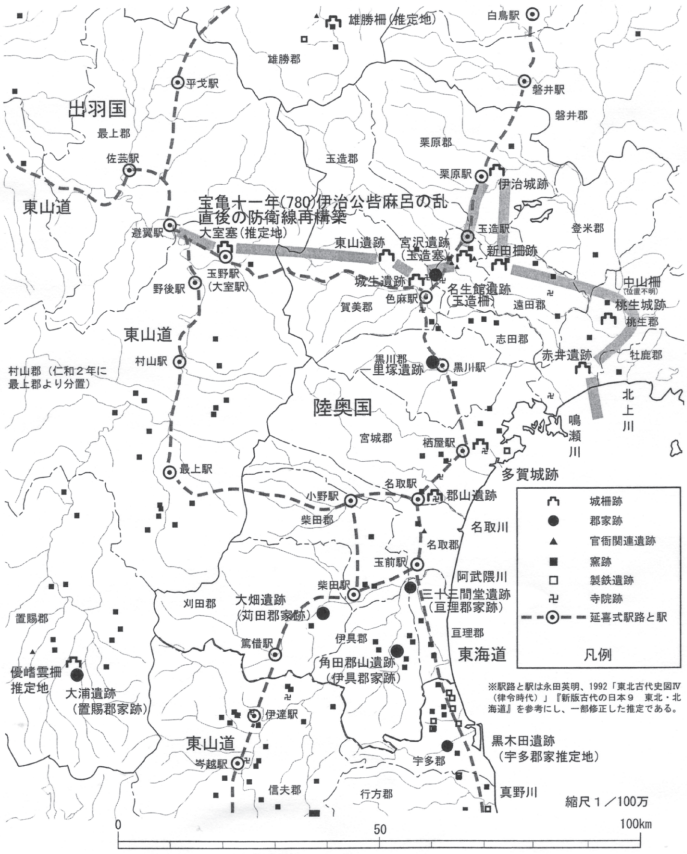

第３図　玉造塞の位置

【史料２】『類聚三代格』弘仁六年八月二十三日太政官符

（前略）

一分配番上兵士一千五百人〈兵士一千人　健士五百人〉

胆沢城七百人〈兵士四百人　健士三百人〉

玉造塞三百人〈兵士百人　健士二百人〉

多賀城五百人〈並兵士〉

右城塞等、四道集衢、制レ敵唯領、儻允二臣等所レ議、伏望、依レ件分配。（後略）

この【史料２】にみえるように、鎮守府の胆沢城・国府の多賀城とともに、玉造塞にも兵員が配置されていることが注目される。すなわち、この時に玉造塞は前線ではなかったものの、多賀城と胆沢城を結ぶ拠点として重視されていたことが分かる。大崎平野・石巻平野を陸上・河川交通で掌握し、有事に備えた前線の支援機能が付与されていたと考えられる（一二）。

以上、陸奥国側の北方進出をみると、最終的に拠点（多賀城）と前線（胆沢城）の距離が長くなり、その中間に支援体制を整備したことが確認できる。その機能を担ったのは、宮沢遺跡に比定される玉造塞であり、胆沢城までの距離は直線で約六三kmとなるが、交通の要衝に位置することにあったことが注目される。なお、宮沢遺跡と伊治城の距離は三五里とする記述があり、柳澤和明氏は約一九kmと推算している（一三）。こうした計画性を持つ体制は、拠点と前線の距離が長くなっただけではなく、本格的な軍事行動が断続的に発生したことを背景とし、長期化した軍事環境の中で形成された特徴を持つ。

（三）対隼人問題と鞠智城の関係

鞠智城と対隼人問題の関係については、文武二年（六九八）の改修が注目されてきている。発掘成果によると、【第Ⅱ期】は七世紀末～八世紀第一四半期前半に比定され、城内の建物が充実し、多くの人員の活動が想定されている（熊本県教育委員会二〇一二）。隼人との間での軍事行動をみると、大宝二年（七〇二）・和銅六年（七一三）・養老四年（七二〇）に発生しているため、時期的に符合している。さらに、鞠智城での活動が拡大していることは、軍事

行動に備えたものと理解することができる。

木村龍生氏は、鞠智城が後の薩摩国まで遠距離であり、隼人に対する拠点は熊本県南部に置かれるのが妥当であり、それでも鞠智城からは直線で約一〇〇㎞も離れているため、鞠智城には後方支援の機能はないことを指摘する（木村二〇一四）。鞠智城は各方面への交通の要衝に立地（鶴嶋二〇一一）していたが、現実には前線までは離れすぎているだろう。なお、木村龍生氏は、鞠智城の物資が使用されたことまでは否定していない。

ここで陸奥国の軍事的空間を参照すると、対隼人問題の拠点は大宰府となり、前線は後の大隅国・薩摩国に相当する地域となる。その中間には支援体制が整備されたと考えられ、鞠智城が集積していた軍粮・武具が使用されたことは考えられる。特に、長期化した養老四年（七二〇）の軍事行動では、軍粮の出給をしていた可能性は高い。しかし、前線との距離をふまえると、隼人に対する直接的な拠点は、熊本県南部に置かれていたと考えるのが妥当である。すなわち、交通の要衝に位置した鞠智城は、隼人との関係が不安定化する状況において、本来は想定されていなかった副次的な機能を持たされた可能性がある。

しかし、隼人に対する直接的な拠点は、熊本県南部に求めるべきである。あくまでも鞠智城は間接的な拠点としては機能したが、直接的に隼人と接触していたのは、熊本県南部の拠点であったと考えるのが良いのではないだろうか。対隼人問題については、拠点（大宰府）と前線（薩摩国）の間に、間接的拠点（鞠智城）と直接的拠点（熊本県南部）の二段階の空間を想定したい。これまでの見解をみると、木村龍生氏が指摘する現実的な面が十分ではなく、後方支援の意味が明確にされていなかった傾向がある。

なお、隼人との間の軍事行動は、養老四年（七二〇）を最後に発生しておらず、以後は不安定な状況は低下していったものと考えられる。発掘成果によると、鞠智城の【第Ⅲ期】は八世紀第一四半期後半から八世紀第三四半期に比定されている（熊本県教育委員会二〇一二）。この時期の城内建物は、小型礎石による礎石建物に変化するが、出土土器がほぼ無いことから活動の大幅な低下が想定されている。この現象について、強硬的な対隼人政策の放棄と連動する見解（菊池二〇一四）が注目されるが、本稿では対外防衛の体制との関係で論じてみたい。

三．八世紀における対外防衛問題と鞠智城

白村江敗戦により現出した対外防衛問題は、八世紀にも継承されることになった。新羅との外交で主に機能するように変化しただけではなく、新羅海賊問題にも継承されていくように、長期化した軍事問題としての性格がある。しかし、八世紀に入るまでにほとんどの古代山城は廃止され、対外防衛問題に古代山城の関与を認めることはできなくなる。この点に関する研究は少ないが、大高広和氏による対外防衛政策に関する研究がある（大高二〇一三）。本章では、八世紀における対外防衛の体制を分析することにより、鞠智城との関係を明確にすることを試みる。

（一）天平期の節度使体制

白村江敗戦後、古代山城による防衛体制が構築されたが、沿岸防衛の体制も整備されていたと考えられる。鈴木拓也氏は、北部九州

では防人が海岸を守備しており、外敵の侵入は海岸で食い止め、突破された場合は古代山城が機能したことを想定している（鈴木二〇一〇）。防人が配備されていない地域は、当初は国造が保有する兵力が担当していたと考えられる。八世紀に対外防衛の体制が変化したことは、天平期の節度使体制から確認することができる。

天平四年（七三二）八月、東海東山二道節度使・山陰道節度使・西海道節度使が任命される。この諸道節度使は天平六年（七三四）四月まで置かれ、総合的な軍事力を整備することにより、防衛体制を再編することが目的であった（坂本一九三二、北一九八四）。中央から節度使が派遣された理由は、決められた期間内に軍事力を集中的に整備するためであったと考えられる（中尾二〇一〇）。

なお、『続日本紀』天平六年（七三四）四月壬子条に「諸道節度使事既訖。於レ是、令三国司主典已上掌二知其事一。」とあり、節度使により整備された体制は国司に引き継がれ、国単位で機能する性格を持っていたことが分かる（原田一九九九、中尾二〇一〇）。また、東海東山二道節度使は対外防衛が任務ではないため、西方に有事が発生した際の支援地域として機能したと考えられている（北一九八四）。

節度使体制の基本施策は、『続日本紀』天平四年（七三二）八月壬辰条に記されており、軍団兵士の差発・訓練、武具の修理など、基礎的な軍事力の整備としての性格が強い（一四）。一方、天平六年（七三四）の「出雲国計会帳」をみると、山陰道節度使に所管されていた出雲国での施策が確認できる（一五）。特に、天平五年（七三三）に「備辺式」が下付（一六）されており、防衛要綱が導入されたことが注目される。

この防衛要綱「式」は、複数の名称が確認できるものの、以降も対外防衛の基本となったことが特徴である。『続日本紀』宝亀一一年（七八〇）七月丁丑条の縁海警固令には、山陰道などは「天平四年節度使従三位多治比真人県守等時式」、大宰府管内は「同年節度使従三位藤原朝臣宇合時式」により行なうことが指示されている。さらに、『続日本紀』天平宝字三年（七五九）三月庚寅条には、大宰府では「警固式」により警戒をしていることがみえる。その内容については、宝亀一一年（七八〇）の北陸道に防衛要綱「式」が導入された措置からうかがえる。

【史料3】『類聚三代格』宝亀一一年七月二六日勅

勅、筑紫大宰、僻二居西海一、諸蕃朝貢、舟楫相望。由レ是、簡二練士馬一、精二鋭甲兵一、以示二威武一、以備二非常一。今北陸之道、亦供二蕃客一。所レ有軍兵、未二曾教習一。属レ事徴発、全無レ堪レ用。安必思レ危、豈合レ如レ此。宜下准二大宰一、依レ式警固上。（後略）

この【史料3】には、北陸道は「蕃客」（渤海使）に対応する地域であったことがみえ、渤海とは友好な関係であったものの、念のため警戒体制を整備することが目的であった。そのため、大宰府管内と同じように「式」による警戒を行なうことになった。後略とした箇所には、全六項からなる防衛行動が規定されている。その内容を整理すると、次のようになる。

［1］賊船の発見 → 国内に警戒命令・中央に報告
［2］賊船の来襲 → 「当界百姓」が戦闘
［3］集結地点を設定 → 「兵士已上及百姓便二弓馬一者」の参戦 →

距離に応じた部隊編成

［4］賊船の来襲 →「戦士已上」の参戦 →「軍名」の作成 → 部隊編成

［5］「国司以上」は私馬・駅伝馬の使用を許可

［6］従軍する「兵士・白丁」には「公粮」を支給

北陸道に導入された「式」は、賊船の発見を起点とした内容であり、現地の人による防衛行動を行なうとともに、国内から支援兵力を派遣することが定められている。ここには規定はないものの、戦闘がより拡大した場合は、他国からの支援も行なわれたものと考えられる。大宰府管内でも概ね同様の内容であったことが想定されるが、北陸道で機能するように改変が加えられている可能性もある。この点について、大宰府での防衛体制に独自の要素があったことは、次の天平宝字三年（七五九）の記事から確認できる。

【史料4】『続日本紀』天平宝字三年三月庚寅条

大宰府言、府官所レ見、方有二不レ安者四一。拠二**警固式**一、於二博多大津、及壱岐・対馬等要害之処一、可レ置二船一百隻以上一、以備二不虞一。而今无船可用、交闕二機要一。不レ安一也。（後略）

この【史料4】からは、大宰府管内には「警固式」があることが確認でき、博多大津と壱岐嶋・対馬嶋の要所に船一〇〇隻以上を置き、緊急事態に備えていたことが分かる。ただし、この頃には必要数が置かれておらず、対外防衛の体制が弛緩していたようである。この点をふまえると、この「警固式」には大宰府管内の独自要素が存在し、対馬嶋・壱岐嶋の島嶼防衛が意識されていた。このように考えると、古代山城に関する措置が盛り込まれていた可能性を考える必要がある。

しかし、八世紀には中国式山城の怡土城が造営されるものの、廃止された古代山城が復活した形跡はない。また、新たに対外防衛を任務とすることになった山陰道でも、古代山城を設置する体制は構築されていない。大高広和氏は、藤原広嗣の乱にみえる鎮は、天平期に置かれた沿岸警備のための施設・組織と捉え、古代山城との関係は希薄であると理解している（大高二〇一三）。

この他、天平六年（七三四）の「出雲国計会帳」をみると、出雲国で弩を製作・配備（二七）していることが注目される。弩は大型の矢を発射する機械兵器であり、飛距離・殺傷力に優れているため、迎撃兵器として重視されたと考えられる（五十嵐二〇一二）。しかし、その製作・運用は容易ではなかったため、八・九世紀には弩師を設置することにより体制を整備している（後述）。文献史料から弩の製作・配備は確認しにくいが、大宰府管内でも導入が進められていたと考えられる。

このように、八世紀の対外防衛は古代山城との関係が希薄化し、沿岸部に重点を置いた体制に移行していったものと理解できる。ただし、沿岸部を突破された場合、廃城となった古代山城を活用した可能性はある。このような状況では、鞠智城も利用されることもあったことは当然である。

（二）有明海防衛と鞠智城

古くから有明海は海上交通が活発であり、八代海・有明海から朝

鮮半島に向かうルートの存在が想定されている（熊本県教育委員会二〇一二）。ただし、有明海は干満の差が大きいため、高い航海技術を必要とする見解がある（木村二〇一四）。大型の軍船で侵攻してきた場合、有明海での軍事行動は容易ではなかったであろう。しかし、新羅使などの来航は大宰府に集中することもあり、有明海からの侵攻も発生しなかったため、有明海防衛の意識を読み取ることは難しい。

天平期に導入された防衛要綱「式」は、肥後国においても機能するべきものであったと考えられる。関連史料にみえるように、沿岸警備のための鎮が置かれ、迎撃兵器の弩が要所に配備されたことが想定される。そのため、鞠智城は直接的に対外防衛に関与せず、米穀の集積が行なわれていたと考えられる。

発掘成果によると、【第Ⅱ期】は七世紀末～八世紀第一四半期前半、【第Ⅲ期】は八世紀第一四半期後半から八世紀第三四半期に比定されており、大宰府の建物変遷との関連が想定されている（熊本県教育委員会二〇一二）。この時期の様相をみると、【第Ⅱ期】の改修では防御機能の強化が図られず（木村二〇一四）、【第Ⅲ期】には活動が低下することが指摘されている。

この点は、有明海防衛の意識が低いこと、天平期に再編された防衛体制の性格により、鞠智城が果たす軍事的役割が低下し、【第Ⅱ期】・【第Ⅲ期】の様相を反映しているのではないだろうか。このような軍事環境は、鞠智城の軍事的要素を洗練させることなく、脱落させていく要因となったといえる。九世紀に入ると新羅海賊問題が発生するが、鞠智城がどのような役割を果たしたのかを次章で考えていく。

四．九世紀の新羅海賊問題と鞠智城

九世紀の軍事的な特徴として、史料上に新羅人・新羅商人に関する記事が散見し、時として新羅海賊として認識される状況が発生した点が挙げられる。特に、人的・物的な被害が生じることもあり、現実に対応することが求められた問題であった。この新羅海賊の問題について、鞠智城との関係を指摘する見解がある（濱田二〇一〇、石井二〇一三、柿沼二〇一四、古内二〇一四）。この点について、八世紀における対外防衛の体制との関係もふまえ、九世紀における鞠智城の様相を考えていく。

（一）新羅海賊問題と有明海

日本と新羅の外交は、不安定な状況のまま宝亀一一年（七八〇）に終焉を迎えた。『類聚三代格』延暦一八年（七九九）四月一三日太政官符には烽の停止措置がみえ、大宰府管内は対象外がとされているものの、「内外無事」という認識が示されている。しかし、新羅人の漂流・帰化は相次いでおり、伝統的な対外防衛の観念も意識された上で、警戒態勢は解除されなかったものと考えられる。

しかし、九世紀になると、新羅人との間で不安定な状況が発生するようになる。弘仁三年（八一二）の対馬嶋が賊船を認識した出来事（一八）、弘仁四年（八一三）の肥前国小近嶋における新羅人との戦闘（一九）が確認できる。特に、貞観一一年（八六九）の新羅海賊による豊前国の年貢である絹綿の奪取（二〇）は、大宰府に近い博多津で発生したことから、強い危機感を抱かせたと考えられる。さらに、寛平六年（八九四）には対馬嶋に新羅海賊が襲来し、大規模な戦闘に

発展している(二二)。

この他、交易を行なう新羅商人との間でも、緊張を生じていたことが確認できる。『類聚三代格』承和五年（八三八）七月二五日太政官符をみると、壱岐嶋による弩師の設置申請に「今新羅商人往来不レ絶。警固之事、不レ可二以暫忘一。」と記されている。『類聚三代格』貞観一二年（八七〇）五月一九日太政官符には、出雲国による弩師の設置申請として、「新羅商船時時到着。仮令、託二事商估一来為二侵暴一。」とみえる。新羅商人も警戒対象として認識されていたことが確認できる。

また、九世紀には怪異記事が増加し、兵乱の予兆として認識されている。例えば、『日本三代実録』貞観一二年（八七〇）六月一三日条をみると、「大宰府言、肥前国杵嶋郡兵庫震動、皷鳴二声。決二之蓍亀一、可レ警二隣兵一。」とあり、新羅海賊が現実に脅威となっていたことが分かる。さらに続けて、「勅、令三筑前・肥前・壱岐・対馬等国嶋、戒二慎不虞一。」と広域に警戒命令が出され、海上で行動する新羅海賊への対応の難しさがうかがえる。広域化した新羅海賊の問題は、肥後国にも波及していたことが確認できる。

【史料5】『日本紀略』寛平五年（八九三）閏五月三日条

大宰府飛駅使来偁、新羅賊於二肥後国飽田郡一、焼二亡人宅一。又於二肥前国松浦郡一逃去。即賜二勅符一、令二追討一之。

この【史料5】には、肥後国の飽田郡に新羅海賊が来襲し、人宅を焼いて逃げ去ったことが記されている。この前月には肥前国の松浦郡方面に新羅海賊が確認されており、同じ集団であった可能性がある(二三)。死傷者については不明ではあるが、新羅海賊の上陸を許していたことになる。さらに、『日本三代実録』貞観八年（八六六）七月一五日条には、山春永（基肄郡擬大領）・葛津貞津（藤津郡領）・大刀主（高来郡擬大領）・永岡藤津（彼杵郡人）らが、新羅人と内通していた記事がある。これらは肥前国の有明海方面の郡であるため、この頃から肥後国にも新羅人が来航し、交易などの活動をしていたことが想定される。なお、貞観一五年（八七三）に渤海人、仁和元年（八八五）に新羅人が肥後国の天草郡に漂着している。この天草郡への漂着は、有明海方面に航海する状況があったことの参考となる出来事である。

（二）肥後国における弩師の設置

新羅海賊に対する施策をみると、縁海諸国に弩師が設置されていることが注目される（第4図）。弩師の職掌は法的に規定されていないが、弩師の申請文言を整理すると、弩の製作・修理・教習と、実戦での指揮であったと考えられている（近江一九七九）。前章で述べたように、弩は大型の矢を発射する高性能兵器であり、弩師は単独で総合的な運用が可能な官職であったといえる。

弩師の設置については、第1表に整理した。八世紀には大宰府・鎮守府という東西の軍事拠点、九世紀初期には軍事的緊張の高い陸奥国・出羽国、その後は新羅海賊に備える縁海諸国に拡大していく（板橋一九五五）。承和五年（八三八）に壱岐嶋、嘉祥二年（八四九）に対馬嶋に置かれ、前線である両嶋の防衛が意識されている。しかし、その後は山陰道・北陸道方面に設置されていき、肥前国・肥後国は全体的に遅い傾向にある。このように、新羅海賊問題は広域化

したにもかかわらず、弩師の設置は同時に行なわれていないことが特徴である。特に、肥後国は昌泰二年（八九九）に設置されており、諸国の中で一番遅いことが注目される。

【史料6】『類聚三代格』昌泰二年四月五日太政官符

太政官符

応下停二史生一員一置中弩師上事

右得二大宰府解一偁、肥後国解偁、此国地接二海崖一、防二備隣賊一。雖レ有二弩機一、無レ師講習。望請、省二史生一置二弩師一者。府依二解状一、謹請二官裁一者。左大臣宣、奉レ勅、依レ請。

昌泰二年四月五日

この【史料6】をみると、肥後国は「海崖」（有明海）に面しており、「隣賊」（新羅海賊）に備える地域であるとの認識が示されている。しかし、他国の申請文言にも散見されるように、弩を教習する体制がないことが問題とされている。肥後国には寛平五年（八九三）に新羅海賊が来襲しており、この出来事が弩師の設置につながったものと考えられる。

ただし、壱岐嶋・対馬嶋の弩師は、早い段階で設置されていることをふまえると、有明海を防衛する意識は低いものであったと考えることができる。壱岐嶋・対馬嶋に大規模兵力を常駐させることは難しく、支援兵力の到着まで一定の時間を必要とするため、弩による防衛体制を必要としたのであろうか。肥前国では弘仁四年（八一三）に戦闘が発生しているが、弩師は元慶三年（八七九）に設置されている。九世紀における弩師は、国からの申請によって行

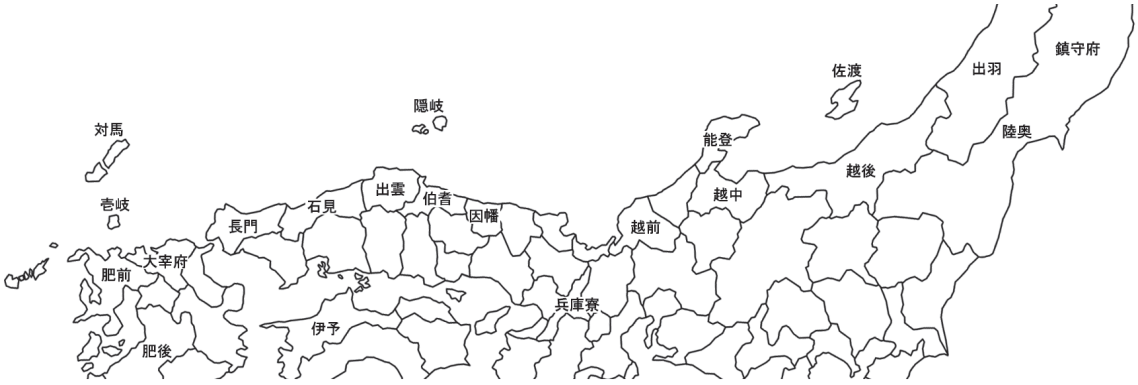

第4図　弩師の設置

なわれているため、現地の認識・判断に基づいたものである。肥前国・肥後国は、即座に弩師を置かなくても良いと判断していたのであろうか（一三）。

延喜一四年（九一四）、三善清行が『意見一二箇条』を提出するが、弩師に適任者が補任されておらず、売官化が進んでいることが問題視されている（一四）。板橋源氏は一〇世紀に弛緩を想定（板橋一九五五）しているが、九世紀代から弛緩は始まっていたと考えられる。弩の運用は容易ではないため、弩師は現実に機能していたのかは疑問な点も見受けられる。

（三）九世紀における鞠智城の性格

九世紀の軍事問題である新羅海賊に対して、鞠智城はどのような役割を果たしていたのかを考えていく。発掘成果によると、【第Ⅳ期】は八世紀第四四半期～九世紀第三四半期、【第Ⅴ期】は九世紀第四四半期～一〇世紀第三四半期に比定されて

第１表　弩師の設置の展開

年		対象国	措　置	典　拠
天平宝字６年	762	大宰府	弩師１人を設置	『続　紀』天平宝字６・４・辛巳条
宝亀年間	770～780	鎮守府	弩師１人を設置	『三代格』天長５・１・23 格
延暦 16 年	797	大宰府	弩師１人の停止	『三代格』弘仁５・５・21 格
9 世紀初頭		陸奥国	弩師１人を設置	『三代格』大同５・３・１格
9 世紀初頭		出羽国	弩師１人を設置	『三代格』弘仁３・11・15 格
弘仁５年	814	大宰府	弩師１人を復置（史生１人廃止）	『三代格』弘仁５・５・21 格
承和５年	838	壱岐嶋	弩師１人を設置（史生１人廃止）	『三代格』承和５・７・25 格
嘉祥２年	849	対馬嶋	弩師１人を設置（史生１人廃止）	『続後紀』嘉祥２・２・庚戌条
貞観 11 年	869	隠岐国	弩師１人を設置（史生１人廃止）	『三　実』貞観 11・３・７条 『三代格』貞観 11・３・７格
貞観 11 年	869	長門国	弩師１人を設置（史生１人廃止）	『三　実』貞観 11・12・２条 『三代格』貞観 11・11・29 格
貞観 12 年	870	出雲国	弩師１人を設置（史生１人廃止）	『三　実』貞観 12・５・19 条 『三代格』貞観 12・５・19 格
貞観 12 年	870	因幡国	弩師１人を設置（史生１人廃止）	『三代格』貞観 12・７・19 格
貞観 12 年	870	対馬嶋	弩師１人を設置（史生１人廃止）	『三　実』貞観 12・８・28 条
貞観 13 年	871	伯耆国	弩師１人を設置（史生１人廃止）	『三代格』貞観 13・８・16 格
貞観 17 年	875	石見国	弩師１人を設置（史生１人廃止）	『三代格』貞観 17・11・13 格
元慶３年	879	肥前国	弩師１人を設置（史生１人廃止）	『三代格』元慶３・２・５格
元慶４年	880	佐渡国	弩師１人を設置（史生１人廃止）	『三代格』元慶４・８・７格
元慶４年	880	越後国	弩師１人を設置（史生１人廃止）	『三代格』元慶４・８・12 格
寛平６年	894	能登国	弩師１人を設置（史生１人廃止）	『三代格』寛平６・８・21 格
寛平６年	894	大宰府	弩師１人を増員（史生１人廃止）	『三代格』寛平６・９・13 格
寛平７年	895	越前国	弩師１人を設置（史生１人廃止）	『三代格』寛平７・７・20 格
寛平７年	895	伊予国	弩師１人を設置（史生１人廃止）	『三代格』寛平７・11・２格
寛平７年	895	越中国	弩師１人を設置（史生１人廃止）	『三代格』寛平７・12・９格
昌泰２年	899	肥後国	弩師１人を設置（史生１人廃止）	『三代格』昌泰２・４・５格
延喜３年	903	兵庫寮	弩師１人を設置	『三代格』延喜３・２・８格

※『続紀』…『続日本紀』　『続後紀』…『続日本後紀』　『三実』…『日本三代実録』　『三代格』…『類聚三代格』

いる（熊本県教育委員会二〇一二）。この時期の鞠智城には、大型の礎石建物による倉庫が確認できることから、倉庫施設としての性格が強くなっていたと考えられている。

すなわち、能登原孝道氏が指摘するように、防衛拠点としての機能はほぼなくなり、稲穀などの貯蔵・保管施設であったと理解することができる（能登原二〇一四）。また、貯水池跡より「秦人忍□五斗」と記銘された八世紀代の木簡が出土しており、菊池郡から米が納入（佐藤二〇一〇）されたと考えられており、菊池郡の正倉としての性格を強めていったことが想定される。

九世紀における対外防衛は、天平期に導入された防衛要綱「式」が継承され、沿岸防衛に重点を置いた体制であった。そのため、古代山城との関係は希薄であり、倉庫施設としての鞠智城は積極的に関与していたとは考えにくい。また、弩師の設置も沿岸防衛の強化であり、肥後国は大幅に遅れた設置となっている。日本海方面に比べると、有明海は緊迫した状況ではなかったことが想定される。

ただし、九世紀の鞠智城に関する記事には、武器庫である兵庫が鳴動したことが記されている。『日本文徳天皇実録』天安二年（八五八）閏二月丙辰条に「肥後国言、菊池城院兵庫皷自鳴。」、『日本文徳天皇実録』天安二年（八五八）六月己酉条に「又肥後国菊池城院兵庫皷自鳴。同城不動倉一一宇火。」、『日本三代実録』元慶三年（八七九）三月一六日条に「又肥後国菊池郡城院兵庫戸自鳴。」とみえる。このような怪異記事は、先述したように兵乱の予兆を示すものである。

ここで注目されるのは、菊池城院・菊池郡城院と記されていることであり、城としての認識があることが重要である。この点は、兵庫が鳴動していることから、城内に兵庫が置かれていたことと関係するであろう。指揮具であると考えられる鼓がみえるが、倉庫施設となっていた鞠智城に大量の武具が置かれていたとは考えにくい。『類聚三代格』貞観一二年（八七〇）五月二日太政官符には、大宰府兵庫の武具は府司の交替時に点検し、大野城も同様にすることが指示されている。この頃には鞠智城は大宰府の管轄下にはなく、武具も収蔵されていなかったことが想定される。

しかし、不動倉が置かれていたことに着目すると、鞠智城が軍事的機能を果たした可能性がある。正倉は満載となると国司・郡司により検封され、不動倉として非常時に備える役割を持つ。不動倉に収蔵された米穀は不動穀と呼ばれ、軍事的に出給された事例が確認できる。元慶二年（八七八）、出羽国の秋田城が俘囚軍に攻撃され、いわゆる元慶の乱が発生する。この時、出羽国は内陸部の体制を強化するため、現地判断で雄勝郡・平鹿郡・山本郡の不動倉を開き、これら三郡の良民・俘囚に支給している[二五]。この措置を契機として戦況が好転し、不動穀が重要な役割を果たすことになった。

前章で触れたように、防衛要綱「式」には公粮を支給する措置がみえる。新羅海賊の行動が大規模になり、肥後国内から兵員の動員が拡大した場合、鞠智城に貯蔵されていた米穀が出給された可能性がある。当然のことながら、軍粮の出給は他の郡も行ない、鞠智城だけでの機能ではない。また、不動穀の軍事的利用は、元慶の乱が大規模であったことに起因する。新羅海賊は大規模な兵力ではなく、長期間にわたる戦闘には発展しない傾向にある。そのため、鞠智城にまで波及したとは考えにくい。しかし、鞠智城が軍事的に機能する可能性は否定できず、軍粮の出給という機能を潜在的に持っ

ていたことは指摘できる。

おわりに

西海道の軍事環境は、全体的にみると軍事力を維持することは難しい性格を持っている。対隼人問題は軍事行動を伴ったが、八世紀中期には安定化するように長期化しなかった。また、新羅海賊問題は、蝦夷・隼人に比べると大規模なものではなかった。西海道の基本問題である対外防衛は、結果的に海上監視を基本にしたように、現実に緊張を伴うものではなかった。

当初、鞠智城は軍事施設としての機能を持っていたが、こうした軍事環境の中で次第に軍事的要素を脱落させていった。対隼人問題においては、前線との距離から間接的に関与した。また、有明海防衛は緊張感が低く、天平期に防衛体制が転換されたこともあり、鞠智城は軍事施設としての性格を失っていく。古代東北の城柵は、【A段階】造営および改修、【B段階】機能変化を伴う大幅な改修・改造、【C段階】建物数の減少、【D段階】建物配置の定型崩壊・消滅の変遷をたどる（八木二〇〇一）。すなわち、前線移動や緊張低下などにより、蝦夷に備える必要がなくなると、城柵の機能は消滅していくのである。この様相をふまえると、鞠智城は廃止されるべきであろう。

発掘成果による【第Ⅲ期】以降は、倉庫施設としての性格を強めていったと理解（能登原二〇一四）されており、鞠智城の高い集積機能を活用することにより、菊池郡の正倉に転用されたといえるだろう。このように考えると、鞠智城は現実の状況に対して、柔軟性を持った運用がなされていたと評価できる。軍事問題は発生しないと分からない点が多いが、鞠智城に集積されていた米穀は、軍粮として出給される可能性はあった。緊急事態が発生した場合、一時的ではあったとしても軍事機能を発揮することはあり得たのである。

壬申の乱において、高安城・三尾城は軍事拠点として使用（二六）されており、本来想定されていない軍事問題で使用されている。簡単にいえば、そこにあるから使ったことになる。鞠智城の場合、現実的な軍事的緊張の中に置かれなかったため、菊池城院として城として意識されつつ、倉庫施設として姿を変えることになった。このように、鞠智城は軍事施設として設置されたものの、倉庫施設に変化した特異な施設であり、他の古代山城や城柵にはみられない特殊性を持っている。

注

（一）日本と新羅の関係について、本稿では石井二〇〇三の成果により述べる。

（二）新羅の外交姿勢が強硬化していく中で、日本側の姿勢も強硬化していたことは、天平九年（七三七）の新羅征討論の浮上や、天平宝字年間の藤原仲麻呂による新羅征討計画の発動からうかがえる。

（三）『続日本紀』宝亀五年（七七四）五月乙卯条には「比年新羅蕃人、頗有二来着一。」と記され、帰化を申請する新羅人が多く来航していたことが分かる。なお、対外防衛問題という枠組の中に、漂流・帰化する人々を組み込むのは妥当性を欠くが、警戒するべき存在であることには変わらないことを断っておく。

（四）隼人について、本稿では中村二〇〇一、永山二〇〇九の成果により述べる。

（五）『大日本古文書』編年文書二、一二頁を参照。

（六）『続日本紀』天平二年（七三〇）三月辛卯条に「大宰府言、大隅・薩摩両国百姓、建レ国以来、未二曾班田一。其所レ有田悉是墾田。相承為レ佃、不レ願二改動一。若従二班授一、恐多二喧訴一。於レ是、随レ旧不レ動。各令二自佃一焉。」とあり、律令制支配に重要な口分田の班給が断念されている。

（七）鞠智城と対隼人問題の関係を指摘する見解は、木﨑二〇一四に整理されている。この他、菊池二〇一四、古内二〇一四も隼人との関係を重視している。

（八）対蝦夷政策について、本稿では熊谷二〇〇四、鈴木二〇〇八の成果により述べる。

（九）出羽国の場合、天平五年（七三三）に出羽柵が秋田村に一気に北進したように、陸奥国に比べると計画性を見出すことは難しい。その理由として、陸奥国に比べて蝦夷の勢力が小さかったことが想定される。

（一〇）宮沢遺跡の造営時期は、軍事的緊張が高まった八世紀後期であると考えられる。この頃の前線は、伊治城（栗原平野）であるため、蝦夷の朝貢が行なわれる地域ではない。外郭施設が堅固であること、政庁が検出されていないこともふまえると、他の城柵とは異なり純粋な軍事施設としての性格が強いことが想定される。塞の名称が使用されるのは、他に出羽国の「大室塞」（『続日本紀』宝亀一一年一二月庚子条）だけである。

（一一）石巻平野には桃生城が置かれていたが、宝亀五年（七七四）の海道蝦夷による攻撃で焼失し、以後は再建されなかったため、玉造塞の果たした役割は大きいと考えられる。

（一二）鈴木拓也氏は、承和六年（八三九）を最後として固有の城柵名がみえなくなり、以後は多賀城を国府、胆沢城を鎮守府と呼ぶようになり、陸奥国の城柵は二城のみになったことを指摘する（鈴木一九九八）。玉造塞の廃止時期は不明であるが、『続日本後紀』承和六年四月丁丑条に「又胆沢・多賀両城之間、異類延蔓、控弦数千。」とあるため、これ以降の九世紀中期頃であろうか。

（一三）『日本後紀』延暦一五年（七九六）一一月己丑条には「陸奥国伊治城・玉造塞、相去卅五里。中間置レ駅、以備二機急一。」とあり、伊治城と玉造塞の距離が分かる。柳澤和明氏は、この三五里を約一九㎞と算出し、両遺跡の距離と合致することを指摘している（柳澤二〇〇七）。

（一四）全六項からなる勅であり、[1]兵器・牛馬の売買禁止、[2]幕・釜の確保、[3]軍団兵士の差発・兵器の修理・船の造営、[4]籾・焼塩の生産、[5]筑紫の軍団兵士・白丁の優遇措置、[6]博士による教習・軍団兵士の試練、に整理することができる。

（一五）北啓太氏の整理によると、[1]幕の造作、[2]弩の製造・配備、[3]綿甲の製造、[4]その他兵器の製造・修理、[5]兵士の節度使の下での試練、[6]儲士の差点、[7]烽の設置、[8]備辺式の下付、[9]鉦の下付となる（北一九八四）。

（一六）天平五年（七三三）一二月一六日発送の節度使符（『大日本古文書』編年文書一、五九四頁）を参照。

（一七）天平六年（七三四）二月一五日発送の節度使符（『大日本古文書』編年文書一、五九五頁）などを参照。

（一八）『日本後紀』弘仁三年（八一二）正月甲子条を参照。

（一九）『日本紀略』弘仁四年（八一三）三月辛未条を参照。

（二〇）『日本三代実録』貞観一一年（八六九）六月一五日条を参照。

（二一）『扶桑略記』寛平六年（八九四）九月五日条を参照。

（二二）『日本紀略』寛平五年（八九三）五月二二日条を参照。

（二三）大宰府管内の特徴として、伝統的に対外防衛を任務としたことが挙げ

られ、他の地域よりも防衛体制の蓄積があり、山陰道・北陸道に比べて体制が維持されていたとする認識があったのであろうか。壱岐嶋・対馬嶋は、対応が難しい島嶼防衛であると理解できるが、弩師の設置は大局的に分析する必要があり、今後の課題として設定する。

（二四）『意見一二箇条』の第一〇条に「請レ停下以二贖労人一、補中任諸国検非違使及弩師上事」の項目が提示されている。

（二五）『日本三代実録』元慶二年（八七八）七月一〇日条を参照。『日本三代実録』元慶四年（八八〇）二月二五日条には、「又不動穀六千二百九石七斗、給二三郡狄俘八百三人一。」とある。また、『日本三代実録』元慶五年（八八一）八月一四日条には、「義従俘囚及諸郡田夷并渡嶋狄等」に不動穀三二四七斛五斗を支給したことが記されている。

（二六）『日本書紀』天武元年（六七二）七月辛亥条・天武元年（六七二）七月壬子条を参照。

参考文献

五十嵐基善　二〇一二　「古代日本の弩に関する基礎的考察」『文学研究論集』三七　明治大学大学院文学研究科

五十嵐基善　二〇一四　「年料器仗制の軍事的意義について―除外国の論理を中心として―」『日本古代学』六　明治大学日本古代学教育・研究センター

石井正敏　二〇〇三　『東アジア世界と古代の日本』　山川出版社

石井正敏　二〇一三　「東アジア史からみた鞠智城」『ここまでわかった鞠智城』熊本県教育委員会

板橋　源　一九五五　「鎮守府弩師考」『岩手大学学芸学部研究年報』八―一　岩手大学学芸学部学会

近江昌司　一九七九　「本朝弩考」『國學院雑誌』八〇―一一　國學院大學

大高広和　二〇一三　「八世紀西海道における対外防衛政策のあり方と朝鮮式山城」『鞠智城と古代社会』一　熊本県教育委員会

岡田茂弘　二〇一〇　「古代山城としての鞠智城」『古代山城鞠智城を考える』山川出版社

小田富士雄　一九九三　「熊本県・鞠智城をめぐる諸問題」『考古論集―潮見浩先生退官記念論文集―』　潮見浩先生退官記念事業会

大日方克己　二〇一四　「日本古代における弩と弩師」『社会文化論集』一〇　島根大学法文学部

柿沼亮介　二〇一四　「朝鮮式山城の外交・防衛上の比較研究からみた鞠智城」『鞠智城と古代社会』二　熊本県教育委員会

菊池達也　二〇一四　「律令国家成立期における鞠智城―『繕治』と列島南部の関係を中心に―」『鞠智城と古代社会』二　熊本県教育委員会

木﨑康弘　二〇一四　「『鞠智城選地論』覚書」『鞠智城跡Ⅱ―論考編2―』　熊本県教育委員会

北　啓太　一九八四　「天平四年の節度使」『奈良平安時代史論集』上巻　吉川弘文館

木村龍生　二〇一一　「鞠智城跡の古墳時代後期後半の集落について」『熊本古墳研究』四　熊本古墳研究会

木村龍生　二〇一四　「鞠智城の役割に関する一考察―熊襲・隼人対策説への反論―」『鞠智城跡Ⅱ―論考編1―』　熊本県教育委員会

熊谷公男　一九九二　「平安初期における征夷の終焉と蝦夷支配の変質」『東北学院大学東北文化研究所紀要』二四　東北学院大学東北文化研究所

熊谷公男　二〇〇四　『蝦夷の地と古代国家』　山川出版社

熊本県教育委員会　二〇一二　『鞠智城跡Ⅱ―鞠智城跡第八～三二次調査報告―』　熊本県教育委員会

坂本太郎　一九八九　「正倉院文書出雲国計会帳に見えた節度使と四度使」『坂本太郎著作集』七　吉川弘文館　初出一九三二年
坂本経堯　一九七九　「鞠智城址に擬せられる米原遺跡について」『肥後上代文化の研究』　坂本経堯先生著作集刊行会　初出一九三七
笹山晴生　二〇一〇　「鞠智城と古代の西海道」『古代山城鞠智城を考える』　山川出版社
佐藤　信　二〇一〇　「古代史からみた鞠智城」『古代山城鞠智城を考える』　山川出版社
佐藤　信　二〇一四　「鞠智城の歴史的位置」『鞠智城跡Ⅱ—論考編1—』　熊本県教育委員会
進藤秋輝編　二〇一〇　『東北の古代遺跡—城柵・官衙と寺院—』　高志書院
鈴木拓也　一九九八　「九世紀陸奥国の軍制と支配構造」『古代東北の支配構造』　吉川弘文館
鈴木拓也　二〇〇八　『蝦夷と東北戦争』　吉川弘文館
鈴木拓也　二〇一〇　「軍制史からみた古代山城」『古代文化』六一—四　古代学協会
鶴嶋俊彦　二〇一一　「古代官道車路と鞠智城」『古代東アジアの道路と交通』　勉誠出版
中尾浩康　二〇一〇　「天平期の節度使に関する一考察」『続日本紀研究』三八八　続日本紀研究会
能登原孝道　二〇一四　「菊池川中流域の古代集落と鞠智城」『鞠智城跡Ⅱ—論考編1—』　熊本県教育委員会
濱田耕策　二〇一〇　「朝鮮古代史からみた鞠智城—白村江の敗戦から隼人・南島と新羅海賊の対策へ—」『古代山城鞠智城を考える』　山川出版社
原田　諭　一九九九　「天平の節度使について」『続日本紀研究』三二一　続日本紀研究会
古内絵里子　二〇一四　「日本における古代山城の変遷—とくに鞠智城を中心として—」『鞠智城と古代社会』二　熊本県教育委員会
古川市史編さん委員会　二〇〇六　『古川市史』六　古川市
八木光則　二〇〇一　「城柵の再編」『日本考古学』一二　日本考古学協会
柳澤和明　二〇〇七　「『玉造柵』から『玉造塞』の名称変更とその比定遺跡—名生館官衙遺跡Ⅳ期から宮沢遺跡へ移転—」『宮城考古学』九　宮城県考古学会
李進熙　一九七七　「朝鮮と古代の山城」『城』　社会思想社

挿図出典

第1図　伊藤武士二〇〇六『秋田城跡』（同成社）
第2図　柳澤和明二〇〇七
第3図　古川市教育委員会一九九六『名生館官衙遺跡XVI』
第4図　筆者作成
第1表　筆者作成